

掛川市告示第30号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託した。

平成27年3月26日

掛川市長 松 井 三 郎

1 委託先

名 称 公益財団法人掛川市シルバー人材センター

所在地 掛川市掛川910番地の1

2 委託した物品売払代金

森林果樹公園において販売する果樹の売払代金

3 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで